

***Brexit (ブレグジット): 知的財産権への影響 (更新情報)***

2016年10月2日、イギリスのテレサメイ首相は、欧州連合 (EU) 離脱のための手続を定めるリスボン条約 50 条を 2017 年 3 月末までに発動し、すべての EU 法に直接影響する 1972 年欧州共同体法 (1972 European Communities Act) を破棄する、いわゆる **Great Repeal Bill** を発表した。首相は、**Great Repeal Bill** の適用により、現存する EU 法を英国法に組み入れることになると述べた。このように、英国が EU を離脱するときに施行される新たな英国法は、法的な隙間を生じさせないように、少なくとも当初、EU の意匠、商標、裁判管轄、権利行使及び準拠法規制を含む現在の EU 規制を反映するだろう。EU 法にとって代わる新たな英国法に変更されない可能性もなくはないが、逆にもし現在のスケジュールが通りに進み、英国法の修正が **Great Repeal Bill** の適用後に行われるのであれば、2019 年 3 月以前の EU 法に基づく知的財産権の所有者及び国境を越えて権利行使をする者にとって何ら変更はないことをこの発表は示唆している。